

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱

平成 28 年 10 月 27 日

告示第 302 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 28 年松阪市告示第 296 号。以下「市要綱」という。）第 4 条第 1 号イ及び第 2 号ウに規定する住民主体のサービスの実施に際し交付する松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金（以下「補助金」という。）について、松阪市補助金等交付規則（平成 17 年松阪市規則第 63 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的等)

第 2 条 補助金は、高齢者等が地域において自分らしく自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市要綱第 4 条第 1 号イ及び第 2 号ウに規定する住民主体のサービスの実施に際し、開設時に必要な施設修繕及び備品購入に係る経費を予算の範囲内で補助するものである。

2 補助金の上限額は 1 施設 20 万円とする。ただし、備品及び消耗品の購入のみの場合の上限額は 10 万円とする。

(対象者)

第 3 条 補助金の対象者は、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型通所サービス事業実施要綱（平成 28 年松阪市告示第 303 号。以下「実施要綱」という。）第 6 条の手続をした者とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施設改修に係る見積書及び備品購入に係る見積書
- (2) 施設改修予定場所がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定後に交付申請の内容を変更しようとするときは、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に、次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 変更した内容がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請を受けた場合は、その内容を速やかに審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 この補助金の交付は、概算払いにすることができる。

2 前条の規定による交付の決定を受け、補助金の交付を受けようとする者は、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付請求書(様式第5号)により、市長に交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から14日を経過する日までに、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金実績報告書(様式第6号)に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金収支決算書(様式第7号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 施設改修場所がわかる書類又は備品購入の場合は写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、必要な場合は現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金額確定通知書(様式第8号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金額が交付済額より少ないときは、交付決定を受けた者に対し、当該差額について期限を定めてその返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 実施要綱第6条の手続きをし、会を発足して1年以内に解散した場合。若しくは、1年以内に事業を取り止め又は休止した場合。

- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると認めるとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の取消通知を行った場合は、当該取消に係る部分に関し、取消しの決定の日から期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（終期等）

第12条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、平成33年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市に会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付申請書

年度において、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金について、
円を交付されるよう、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金
交付要綱第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

1. 施設改修に係る見積書及び備品・消耗品購入に係る見積書
2. 施設改修予定場所がわかる書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

（申請者） 様

松阪市長

年 月 日付けで交付申請のあった松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定のあった松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金について、下記のとおり変更したいので、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付決定済額 円
2. 変更申請額 円
3. 補助金増減額 円
4. 変更の理由
5. 変更の内容
6. 関係書類

(1) 変更した内容がわかる書類

様式第 4 号（第 6 条関係）

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金変更交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

（申請者） 様

松阪市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金について、下記のとおり変更し、交付することに決定したので、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付決定済額 | 円 |
| 2. 変更決定額 | 円 |
| 3. 補助金増減額 | 円 |

様式第 5 号 (第 7 条関係)

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金請求書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

年度松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金として、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定額 円

請求金額 円

振 込 先	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

所在地

名称

代表者名

印

電話番号

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金について、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、次の関係書類を添えて実績報告します。

関係書類

1. 松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金収支決算書（様式第 7 号）
2. 領収書の写し
3. 修繕箇所の写真・購入備品の写真

様式第7号（第8条関係）

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金収支決算書

収入の部

費目	金額	内訳
合計		

支出の部

費目	金額	内訳
合計		

様式第 8 号（第 9 条関係）

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金額確定通知書

年 月 日

様

松阪市長

年 月 日付けで実績報告のあった、 年度松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金について、下記のとおり補助金の金額を確定しましたので、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 実績報告額 | 円 |
| 3. 確定額 | 円 |

様式第 9 号（第 10 条関係）

松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付決定取消通知書

指令第 号

年 月 日

様

松阪市長

年 月 日付けで交付決定のあった、 年度松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金について、下記のとおり補助金の交付決定を取り消しましたので、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

なお、松阪市住民主体型通所サービス事業立ち上げ支援補助金交付要綱第 11 条の規定により返還期限までに補助金を返還してください。

記

- | | |
|------------|---------|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 交付取消額 | 円 |
| 3. 返 還 額 | 円 |
| 4. 返 還 期 限 | 年 月 日まで |